

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 井上 明夫

## 1 日 時

令和元年7月25日（木） 午前10時00分から  
午後0時18分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

井上明夫、末宗秀雄、木田昇、二ノ宮健治、原田孝司、河野成司

## 4 欠席した委員の氏名

清田哲也

## 5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、尾島保彦、堤栄三、後藤慎太郎

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第52号議案のうち本委員会関係部分、第53号議案、第54号議案及び第66号議案から第71号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第60号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (4) 防災重点ため池の再算定及びため池新法について、第45回全国育樹祭の本県開催決定について並びに第67回全国椎茸品評会の結果についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	長友玉美
政策調査課調査広報班	主事	佐藤和哉

# 農林水産委員会次第

日時：令和元年7月25日（木）10：00～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 農林水産部関係

10：00～11：50

### (1) 付託案件の審査

- 第 52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）  
（本委員会関係部分）
- 第 53号議案 令和元年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 54号議案 令和元年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 66号議案 令和元年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について
- 第 67号議案 大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 68号議案 大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 69号議案 大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例の廃止について
- 第 70号議案 大分県森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 71号議案 大分県漁港管理条例の一部改正について

### (2) 合い議案件の審査

- 第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (3) 県内所管事務調査のまとめ

- ①ジビエの普及を推進するための狩猟者への啓発について

### (4) 諸般の報告

- ①防災重点ため池の再算定及びため池新法について
- ②第45回全国育樹祭の本県開催決定について
- ③第67回全国椎茸品評会の結果について
- ④有害鳥獣対策の取組について
- ⑤漁業調査船「豊洋」の竣工式について
- ⑥平成30年度へ繰越した29年度予算の再度繰越し（事故繰越し）について

### (5) その他

### 3 協議事項

11:50~12:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

### 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**井上委員長** ただいまから農林水産委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日は都合により、清田委員が欠席しています。

また、本日は、委員外議員として太田議員、尾島議員、堤議員、後藤議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。

発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員の皆さんはあらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案9件及び総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**大友農林水産部長** まず、第52号議案令和元年度一般会計補正予算（第1号）のうち、農林水産部関係予算について御説明します。

私から全般的事項について説明し、個別の事業については担当課室長から説明しますので、よろしくをお願いします。

令和元年度予算概要の3ページをお開きください。

補正予算案の総額は、上の表の農林水産部の予算額（A）欄の上から2番目、7月補正の欄にあるとおり、126億3,825万5千円です。

これに一つ上の欄の既決予算512億5,328万3千円を加えると、638億9,153

万8千円となります。

30年度当初予算と比較すると、一番右の前年度対比欄のとおり74億5,726万8千円の増、率にしてプラス13.2%となっています。

そのうち、公共事業費については、予算額332億2,252万6千円、対前年度比57億8,685万8千円、率にしてプラス21.1%となっています。

これは、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の積極的な受入れに加え、災害時に想定される経費を災害パッケージ予算としてあらかじめ計上したことなどによるものです。

農林水産部における予算額の増は、この公共事業費の増額が主な要因です。

以上で私の説明を終わります。引き続き、先日の予算特別委員会で説明した事業以外の中から主なものを各課室長より御説明します。

**渡辺団体指導・金融課長** 団体指導・金融課関係分について御説明します。

予算概要の27ページをお願いします。農業金融対策事業費6,507万8千円、既決予算額と合わせた予算額6億781万8千円です。

今回の補正予算に該当するものは、表の右側、事業概要欄に一部肉付と記しています。

本事業はこのページから29ページまで、農業近代化資金など農業関係各種制度資金に係る利子補給や、農業者に必要な資金の融資体制を整備するものです。

このうち、28ページの事業概要欄の一番下、農山漁村女性・若者活動支援資金貸付金において、新たに女性活動資金として、女性向け農機具等の就労環境整備を行う場合に資金を貸し付けます。

**田染農地活用・集落営農課長** 農地活用・集落営農課関係分について御説明します。

75ページをお願いします。下段、集落営農

構造改革対策事業費1,800万円、既決予算を合わせた予算額8,158万9千円です。

このうち、表の事業概要欄にマル特と記している特別枠予算を活用し、地域農業経営サポート機構を新たに大分市・国東市の2市に設置する経費を支援します。これにより県内12機構が担い手不在集落の農地管理などに対応します。

また、農業分野での高齢者等の活躍を促進するため、地域内での労働力の需給調整を行う、農業サポーター人材バンクの構築を支援します。

空き時間に働く意欲のある高齢者等と労働力を必要とする農家のマッチングを図り、収穫・調整といった技術を要する支援から、除草・運搬作業といった単純労働まで幅広く対応します。**小関おおいたブランド推進課長** おおいたブランド推進課関係分について御説明します。

88ページをお願いします。下段、食品企業連携産地拡大推進事業費209万5千円、既決予算を合わせた予算額3億5,517万4千円です。

このうちマル特でお示ししている地域食産業活性化対策として、形が悪いことや割れがあることから利用されていない農産物の利用拡大に向け、食品企業や商工会、農協等が参加した協議会を立ち上げ、地域の顔となる商品開発等を総合的に支援します。

**梅木畜産技術室長** 畜産技術室関係分について御説明します。

114ページをお願いします。飼料コスト低減支援事業費、予算額612万8千円です。

畜産農家の生産コスト削減に有効な飼料、ソフトグレインサイレージについて、技術不足による廃棄の発生などが課題であることから、品質や生産性の向上につながるラッピングマシン等の機材のレンタル料を助成します。

また、県北や東部地域の県内3拠点で生産されるソフトグレインサイレージを県域流通させる体制を構築するため、中継地点に保管倉庫を設け、輸送効率の向上とコスト削減に関する実証試験を行います。

**河野林産振興室長** 林産振興室関係分について御説明します。

149ページをお願いします。

下段、木造建築物等建設促進総合対策事業費458万5千円、既決予算を合わせた予算額6,754万8千円です。

このうち新規事業の木の匠育成事業として、中大規模の非住宅の木造建築物に関する設計を担う建築士の養成や、木材調達手法や設計等に関する相談窓口の開設支援、木造ビルの標準モデル、九州モデルの製作に取り組みます。

150ページをお願いします。中ほどのおおいた材プロモーション活動支援事業費658万5千円です。

この事業では、市町村と共同で「おおいた材利活用促進協議会」を立ち上げ、県産材の一時保管所を兼ねた展示ブースの設置や、県外商談会への出展など、生産者団体が県外プレカット事業者等と連携して行う大消費地での販路拡大の取組を支援することで、県産材の需要拡大に取り組みます。

**景平審議監兼漁業管理課長** 漁業管理課関係分について御説明します。

193ページをお願いします。

上段、県産水産物流通拡大推進事業費880万2千円、既決予算を合わせた予算額1,215万7千円です。

このうち特別枠を活用した都市圏での販促対策として、関東圏等において生産者団体等が行うかぼすぶり等の県産水産物の販促活動を支援するとともに、県産魚の通年販売に取り組む店舗を「パートナーシップ量販店(仮称)」として認定し、県産水産物の流通拡大に取り組んでまいります。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたか御質疑はありますか。

**二ノ宮委員** 10個ぐらいあるんですけど、すみません。説明にはなかったんですけど、39ページの直販所魅力・機能向上事業費についてです。今県内にどのぐらいの直売所があるかということと、この10年間でどれぐらい増えたか、あるいは減ったかを聞かせてください。

**三浦地域農業振興課長** 直販所について、最新

の数字は平成29年度現在で238店舗です。

10年前の平成19年が203店舗で、35店舗増加しています。

**二ノ宮委員** 田舎での直販所の役割は、地域振興とか、大変大きいと思います。そういうことで、私は減っているのかなと思ったんですけど、増えているので安心しました。例えば里の駅は当初は数が多かったんですけど、今はもう脱退者が多くてなかなか運営が難しいと聞いています。できれば、今、里の駅でやっているようなPR活動とかをぜひ直販所も含めてやってあげてください。

**井上委員長** これは要望でいいですか。

**二ノ宮委員** 要望で結構です。

それから、いいですか。（「答える準備もあるんで全部一緒に質問してもらって」と言う者あり）じゃあ、全部言います。

中山間地域等直接支払制度です。この制度については、確か今年で4期目が終わると思います。これが続くのかどうか、それからどういう内容になるのか教えてください。

もう一つ、米の直接支払交付金が平成30年度でなくなったんですけど、なぜなくなったのかよく分かりません。農村では本当に必要な交付金だったと思うんですけど、その辺も教えてください。

次に、62ページのUIJターン就農者拡大対策事業費です。この中の新規事業で婚活支援があります。それで、今、県がやっているOITAえんむす部の出会いサポートセンターの事業との関連をどう考えているかお聞きします。

次が107ページの肉用牛繁殖経営体確保・働き方改革推進事業費です。この中で私が問題だと思うのは、施設等整備支援対策事業費補助です。ここに50頭規模と書いていて、これは3年間で50頭にしろということなんですけど、新しく始める人が50頭の牛を持つというのは、ほとんど難しいと思っています。そこで、50頭規模で経営するときの建設費と、牛を入れるための費用がどのぐらいかかるかぜひ教えてください。

それと152ページの林業事業体強化推進事

業費の中にドローンがあります。いろんな事業の中にドローンが出てきています。これは造林資材の省力運搬ということですが、一つの木を育てるのには50年から60年かかる。そういう中で、ただ資材を運んで、それを植えるということは、大きな流れの中のたった一つにすぎないと思っています。

結論から言うと、ここに無理に高いドローンを入れるよりも作業道とかを作った方が、後々まで下刈りとか、搬入とかに役立つんじゃないかというのが私の意見です。ぜひ見解を聞かせてください。

それから160ページのしいたけ消費拡大推進事業費です。しいたけについては、今、海外への輸出のこともいろいろ出ていますが、一番大切なのは、やはり個人の消費をいかに伸ばせるかということだと思っています。

私どもも、しいたけ農家だったんですけど、なぜこんなに減ったかなと考えると、簡単に言えば米を食べなくなり、パン食になったからじゃないかと思っています。みそ汁と米にはしいたけが合うんですけど、なかなかパンには合わないということで、少し視点を変えて、しいたけを小さい頃から食べさせて、そのおいしさを分かってもらう。それから健康法とか、さらに言えばパンに合う食べ方とか。昔、阿蘇野で椎茸農協が健康食を作っていました。今の時代だったら、もしかしたら成功したんじゃないかと思っています。そういうことで、健康志向などの面から考えないと、なかなか個人の消費が伸びないんじゃないかと思っています。この点についてもぜひ聞かせてください。

それから、171ページの陽のさす里山環境整備事業費と荒廃竹林整備・利活用推進事業費です。予算書を見ても、竹に関してはこの二つの事業しかないようです。今、中部振興局で、2年間かけて竹林整備の実証試験をやってもらっているんですけども、実際にかかる費用と売る費用の差が大きいということは初めから分かっていますし、そのとおりになっていました。それで、2年目に入って、今年は何をするのか、そして何を分析するのかをお聞きします。

それから、これは農林水産部全体で考えることになると思うんですけど、竹については竹害という捉え方の中でしかできないんじゃないかと。それを有効利用するためにはバイオマス発電等が考えられます。2021年6月に7号地に大きなバイオマス発電所ができますが、これに対してどういうアプローチをしているのかお聞きします。

あと最後に、169ページの災害に強い森林づくり推進事業費です。今、主伐が行われていますが、その後の植栽の中で、針葉樹が大変危険だということで、広葉樹をできるだけ植えないと言われていたと思うんですけど、それが今、どういう具合に進んでいるか、また広葉樹の面積とか、どうやって広葉樹や針葉樹を植えるのかということについてもぜひ教えてください。

**井上委員長** 7項目あったんですね。順番に、中山間地域等直接支払制度から。

**三浦地域農業振興課長** 中山間地域等直接支払制度についてお答えします。

委員御指摘のとおり、本年度が第4期対策の最終年度になります。この中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに日本型直接支払制度の中に位置付けられており、平成27年度からは法律に基づく安定的な制度となって、次年度以降も継続することとなっています。

次年度以降の第5期対策の内容についてはまだ明らかにされていないんですけども、第4期対策のときに設けられた遡及返還の緩和措置等が非常に使いづらい制度となっていますので、それを利用しやすくなるよう、地域の実情に合った制度改正をしていただきたいと国に要請をしたところです。

**田染農地活用・集落営農課長** 米の直接支払交付金についてお答えします。

御案内のとおり、これは平成29年産までで、30年以降は廃止されました。平成29年産に関しては、1万7,255件、計10億400万円の交付金をいただいております、1経営体当たり5万8千円という状況です。

この米の直接支払交付金の廃止は平成25年度に決定されたもので、米は関税による高い国境措置によって諸外国に比べて不利な条件にないこと、それから担い手への農地集積や農業者の経営努力を阻害しているなどの理由から、平成26年から単価を7,500円に減額した上で、30年に廃止されました。

この交付金の廃止は、当然農家経営にかなり影響を及ぼしています。そのため、県としては、より高収益な作物への転換を進めるとともに、米作りを今後継続する場合にあっては、規模拡大や乾田直播きなどによって低コスト化に努め、より一層の水田農業の構造改革を行っていきたいと思っています。

**宇都宮新規就業・経営体支援課長** UIJターン就農者拡大対策事業費のうち、農林水産業者の魅力発信等を通じた婚活支援について、OITAえんむす部との連携はどうかという御質問についてです。この事業は、農業をされている女性をえんむす部のホームページ上で御紹介することで、農業ってこんなに輝いている女性がいるよ、農業ってこんな魅力があるよということころをPR、情報発信していこうというもので、えんむす部とはそのホームページ上で連携しています。

**梅木畜産技術室長** 肉用牛繁殖経営体確保・働き方改革推進事業費のうち、施設等整備支援対策事業費補助について、50頭規模にするにはどのぐらい費用がかかるかということですが、牛の経費を入れて5千万円と考えています。まず、将来繁殖牛とする子牛を市場等で購入した場合、現状の平均単価は68万円程度ですので、その50頭分が3,400万円から3,500万円。そして、牛舎については、県単事業の平米単価が2万1千円です。1頭当たり15平方メートル必要だと考えていますので、牛舎については1,500万円から1,600万円かかり、経費は合わせて5千万円と考えています。

この事業は、30年度は杵築市、豊後大野市、竹田市、宇佐市で4事業をやっており、今年度も、現状で4人の方々から要望等が上がっています。



また、50頭というのは、5年間にわたって50頭まで規模拡大するという計画で、無理のないよう、年間10頭程度の増頭を目指しています。

昨年度の4件については、4件とも親元就農で、我々も親御さんと一緒になって、将来地域の担い手となる若い方々の支援をしていきたいと思っています。

**中野林務管理課長** ドローンによる資材運搬より路網整備の方が重要ではないかという御質問についてです。委員御指摘のとおり、路網整備は非常に重要だと認識しています。当県においては、まず年間で、林道については4キロメートル、林業専用道については30キロメートル、森林作業道については300キロメートルということで整備を進めているところです。これまで林道予算は国の予算も厳しい状況があったんですけど、特に今年度においては、対前年比で141%の予算の確保ができ、林道5.5キロメートル、林業専用道30キロメートルの開設を計画しているところです。

ドローンによる資材の運搬なんですけど、特に造林、下刈りについてはまだまだ人力に頼る部分が非常に多いです。この部分での労働の軽減を図ることで再造林を促進するため、ドローンの実装化に向けてチャレンジしていきたいと考えているところです。

**河野林産振興室長** しいたけがなぜ食べられなくなったか、また新たな視点での販促に取り組んだらどうかという御質問についてお答えします。

知事の答弁にもあったように、今まで乾しいたけは、だしを中心とした使い方をされてきました。現代の食生活の変化により、10年間で大きく45%減少したところですが、やはり個人の消費を伸ばしていくのが重要であると思っています。

委員からも食育という話がありましたが、若いときから展開し、慣れ親しんでもらうということで、今、県では小学校の学校給食での乾しいたけの利用促進に取り組んでいます。また、パンの話もありましたが、粉末をパンにかけて

朝食で食べるというような新しい食べ方等を提案しながら、今までにない切り口で消費拡大を図っていきたいと思っています。また今回のラグビーワールドカップでは、乾しいたけのオリブオイル漬けとかアヒージョなど、パン食にも合う洋風の食べ方を提案しながら展開していきたいと思えますし、海外への輸出拡大として、インドネシア、それから有機JAS製品の購入量が伸びているEU等を新しいターゲットとして販促を伸ばしていきたいと思っています。

乾しいたけは、うま味や健康に結び付く機能性に非常に恵まれた食材です。このことを皆さんに周知して、特に若い方々へアプローチしていきたいと思っています。

**吉松森との共生推進室長** 陽のさす里山環境整備事業費の中で、中部振興局が竹林整備の実証試験をやっています。その内容について、私から御説明します。

昨年度は、大分市内の荒廃竹林で地元住民が伐採を実施することを想定して、チェーンソー伐採で、伐採後、2メートルに玉切りし、それを軽トラで一定程度のストックヤードまで運搬するという工程を検証しています。これについてはほぼ人力でやることを想定しているので、結果、トン当たり2万1千円のコストがかかることが分かっています。

今年度の取組についてですけれども、今年度は利活用等を想定し、グラップル等の林業機械を活用するなどして、効率的な作業方法を検討する予定です。人家裏など、現地の状況に応じた整備方法を取りまとめて、放置竹林の整備に活用したいと考えています。

**河野林産振興室長** バイオマス発電等への竹の利用についてです。日吉原の7号地に2万2千キロワットのバイオマス発電所が建設され、令和3年6月に稼働予定と公表されています。

このバイオマス発電所においては、ほとんどがPKS、ヤシガラを燃やすということで、一部では2万1千トンぐらいなんですけれども、未利用木材を利用するそうですが、現在のところ竹を利用する計画はないということです。

竹については、熊本で竹を燃料としてバイオ

マス発電を行うものが今年から本格稼働しますが、まずは、電力の利用者に対して安定供給ができる体制整備をしていきたいと思っています。**蔵原森林整備室長** 災害に強い森林づくりのための広葉樹林化についてですが、河川沿いの流木発生のおそれがあるところで広葉樹林化を進めるものについては、平成25年から取り組んでおり、30年までの実績で約18ヘクタールとなっています。

それと、尾根や急傾斜地の人工林が荒廃して災害発生のおそれがあるものについては、30年度から始めており、1ヘクタールの実績となっています。

**井上委員長** よろしいですか。（「結構です」「ちょっと関連」と言う者あり）

**末宗副委員長** さっきヤシガラバイオマス発電の話があつて、完成が令和3年とか言いよつたね。あれに県はどう関係してるんか知らんけど、ヤシガラというのは、要するに産業廃棄物を海外から日本に持ってきて発電をしているということなんで、二酸化炭素がどんだけ出るんか分からんけど、県はそういうのにどういう方針でいきよんのかね。

**河野林産振興室長** バイオマス発電所を運用するにあたっては、ヤシガラは非常にカロリーが高く、業者としては定期的に供給されて安価であるということで利用が進んでいます。

FITでは、特に未利用木材とか一般木材を高い原材料として取り扱っていますので、県としては森林の有効利用として林地残材を全て使い切り、木材の100%利用を進めようとしているのが現状です。

**末宗副委員長** 私はヤシガラとかをマレーシアまで見に行ったんよ。再生可能エネルギーというのは、要するに日本から二酸化炭素を出さんためにやるのが目的なんだけど、海外から原材料を持ってきて、そんなふうに進めるというのは、余り日本のためにもみんなのためにもならないというのが根本なんよね。企業がもうかるかどうかは知らんけど。そのことをずっと深く考えて政策遂行してもらいたい。

**井上委員長** 要望ですね。（「要望としか言い

ようがない」と言う者あり）ほかにございませんでしょうか。（「ちょっと関連でいいですか」と言う者あり）ちょっと待ってください。委員外議員の方は後ほど。

**木田委員** 最近注目のしいたけについてお尋ねします。

160ページのしいたけ消費拡大推進事業費で、肉付予算を含めて3千万円の取組が予定されています。このうち肉付予算のクリエイターを活用したブランディング1,800万円では、具体的にどのようなことを取り組まれるのかお尋ねしたい。

あと、一つ前提として、乾しいたけの消費が落ち込んでいるということが結構前に出ていますが、実際にもう今、しいたけ農家が危機的状況にあつて、何とか対策をしなくちゃいけないということなのか、いや、大分の今あるしいたけをもっともっと伸ばそうという感じで、今回たくさん取組を打ち出しているのか。個々の農家が危機的状況にあるのかお伺いしたいと思います。

そして、乾しいたけに結構注目が行っていて、この予算を見ても、生しいたけは660万円で、乾しいたけの対策の方が全体としては大きいわけですが、流通については、生しいたけは国内、国外含めてどういう状況なのか。乾しいたけの方が価格の落ち込みがあるとか、そんなところも教えていただきたいと思います。

**河野林産振興室長** しいたけ消費拡大推進事業費のうち、原木乾しいたけ再興プロジェクトについて、詳細に御説明します。

さきほど話があつたように、生産者が高齢化していて、新規参入者を確保するためには、やはり単価を上げていくことが必要なので、みんなに知ってもらい、食べてもらうことで単価の上昇につなげていくよう、離れている消費を戻していきたいと思っています。

我々は今までずっと従来の売り方をしていたんですけど、「ためしてガッテン」でも紹介されたように、アイスクリームに振りかけて食べるとか、今、朝地ではそういうソフトクリームも商品化されています。新しい視点で、さ

きほど言った従来のだしとしての利用法以外の売り方や新しい販売の仕方、そしてネーミングも含めた動きをクリエイターと一緒に考えて、そして新しいブランドとして打ち出していきたいと思っています。

また、危機的な状況に関しては、実は価格が今年の1月、2月に2千円台まで落ち込みました。これを生産者が意欲が湧く金額、4千円と言われているんですけども、そこまで持ち上げるには、やはり新しい工夫で消費拡大を進めたいと思っています。

それから、生しいたけについてです。実は原木生しいたけは、京都の市場で物すごく評価が高い商品です。大分市の生産農家を中心に、生しいたけ生産の協議会を立ち上げて、今は安定的に市場に送っており、昨年度は9トンを経都市場に送ることができました。今年度は10トンを目標にさらに広げていって、季節限定ではありますが、冬場の消費拡大に寄与したいと考えています。

**木田委員** キロ2千円まで落ち込んでいたというのは大変な状況ですね。やっぱり4千円まで行けばという気持ちがあるので。どういった対処が必要かは分かりませんが、今日の新聞でも、香港では外食関係に安い中国産がかなり入っていると書かれていて、影響が大きいんだろうなと思います。さきほどあったみたいに、ヨーロッパはいいと思います。フランス料理、スペイン料理、イタリア料理、これらに大分の生しいたけが乗れば、また何か新しい展望があるんじゃないかと思います。

あと、国内流通については、以前、米消費拡大運動ということで、平成元年ぐらいだったか、あの辺から大分市では吉野の鶏飯があります。何かそういったいい商品を開発すれば国内流通も頑張れるんじゃないかと思うので、よろしくをお願いします。また、生しいたけも頑張っていたきたいと思います。

**末宗副委員長** 63ページの農業次世代人材投資事業費——補正じゃなくてごめんね。前回の委員会に私は出席していないもので、話が混ざって悪いんだけど、この事業で7億8,400

万円ほど予算がある。何年ぐらやってきたんか分からんけど、まず、30年度の実績を教えてください。

次に、農地中山間も、県の計画と実績がどうなっているか、大体計画の方向に行っているかどうかを含めて説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、農産物の輸出について、予算概要に載っているかどうか分からんけど、どこかにあるやろうき、日韓の関係がこういうふうに非常に悪いときに韓国への輸出は今現在、どのぐらいの実績があるんか。今年は恐らく修正しないとイケないと思うんだけど、その辺りを含めて現状を教えてください。

**宇都宮新規就業・経営体支援課長** 農業次世代人材投資事業費の実績ということで、63ページの事業概要欄に、国庫事業で準備型と経営開始型というのがあります。平成30年の実績で準備型が83名、開始型が256名となっています。

**末宗副委員長** 金額的にはこれで大体7億8千万円になるんやね。

**宇都宮新規就業・経営体支援課長** 毎年若干人が増えたり減ったりはありますけれども、年々新規就農者は増えていますんで、金額的には毎年、若干増えぎみで予算計上しているところです。

**井上委員長** 後は何ですかね。中山間。（「いや、中間管理機構」「80ページでいいんですよ」と言う者あり）

**末宗副委員長** そうそう、実績でいいんよ、大体。県の計画どおりに行っとるかどうかなだけ。

**田染農地活用・集落営農課長** 農地中間管理推進事業費の実績です。現在、令和5年度までに9割の集積を目標に設定して推進しています。現在の実績として、平成30年度については、585ヘクタールの集積が行われています。その中で新規集積の部分については225ヘクタールです。比率で言うと、前年度から1.2%の増加で、41.3%が担い手に集積されたという状況です。

**末宗副委員長** 計画どおり行っているかどうか

を聞きたいんですけど。大体。

**井上委員長** 大体計画どおりということでしょうか。

**田染農地活用・集落営農課長** 当初示した計画で比べると、平成30年度は目標では47%と設定していましたが、実績は41.3%ということで、まだまだ足りないという状況になっています。

**小関おおいブランド推進課長** 韓国への輸出の状況ですけれども、農林水産物に関しては本県産の輸出はゼロとなっています。（「ゼロ」と言う者あり）はい。

**末宗副委員長** 中間管理機構の実績が41.3%ということで、計画よりちょっと低いんですけど、宇佐平野でだいぶあって、私の地元の関係もあるから、今後の見通しについて、宇佐の見通しも含めて説明を聞きたいんですけどね。

**田染農地活用・集落営農課長** 現在の取組状況についてです。実績としては、九州の中でもかなり低いという状況ですけれども、大分県のように中山間地が7割を占めている県の中では、かなり頑張っているという結果です。

ちなみに、中山間地の地域率が60%以上というところで線引きをした他県との比較では、大分県は何とか1位ということで、立地条件の悪い中ではかなり努力をして集積を進めておるという状況です。

宇佐については、ちょっとお時間をいただいて、後ほど回答をしたいと思います。

**小関おおいブランド推進課長** さきほど韓国への輸出がゼロと言いましたが、これは食べ物に関してです。韓国にはそのほか丸太と製材品での輸出の実績があります。30年度の実績で、丸太は1,050立方メートル、製材品は1,312立方メートルとなっています。

**森本理事兼審議監** 平成30年度の農地集積の関係ですけど、宇佐市については69.5%で、県全体の市町村の中でも最も集積が進んでいる市となっています。

**末宗副委員長** もう1点だけいいですか。農地中間管理機構の関係やけどね、計画どおりに行かなくて、どこかで線を引いてその中で1番と

か言い訳はするんですけど、計画段階で分かっているわけやきね。計画するときにはそういう想定じゃなくて計画をしていると私は思うんですけど、国から無理やり言われたんか、そこら辺りの本音を聞いた方がいいんですけどね。後から、今の実績はこうだから、それを正当化するためにどこかからデータを持ってきてというやり方は余り良くないんじゃないかという感じがするんですけど。部長、今後よろしく。

**大友農林水産部長** 目標90%というのがあって、そこは委員がおっしゃるように、かなり高いかなと思っています。ただ、全国的にそういう目標に向かっていくということで単年度の目標を立てていますので、それに向けてしっかりやっていきたいと思います。

**河野委員** 182ページの山地災害防災対策強化推進事業費について、その中の山腹崩壊危険地区の調査委託料が322地区に対して3,500万円で、1地区当たり10万円ちょっとの委託料になるかと思いますが、この322地区をいつまでに調査するのか、今年度中なのか。そして1か所10万円でどの程度の調査ができるのか。山腹崩壊ということは、深層崩壊を指しているんだと思うんですけども、目視点検にとどまるのか、それとも全体の土地が動いている、山が動いているということは何らかの方法で定点観測するのか、どういった方法でこの322か所の危険性を評価するのか教えていただきたいんですが。

**樋口森林保全課長** 山腹崩壊危険地区の現地点検についてですけど、土木事務所で土砂災害警戒区域の現地点検をやっていますので、土砂災害警戒区域の点検から漏れている箇所でも山腹崩壊危険地区のみの設定になっているところを点検するもので、土木事務所のやっている点検と合わせて、全県の点検が終わるということになります。人家のある山腹崩壊危険地区ですね。

点検内容については、現地の目視点検で、例えば落石があるとか、ちっちゃいクラックが発生しているとか、そういったものを点検して、もし異常があれば、さらに詳細な調査に進んでいきますので、1か所10万円程度と、余りお

金がかからないような調査内容となっています。

なお、現地点検自体は6月には完了しており、今は点検結果の取りまとめ中です。今年度中に全ての調査が終わるようになっていきます。

**河野委員** この前、金吉川を見せていただいたときも、崩壊の原因は何なのかということをご議論しました。いわゆる水みちができていたんじゃないか、地下水がかなり浸潤していたんじゃないか。それによって表土と地盤との間にすき間ができて、そこが滑りやすくなっていたんじゃないかとか、いろいろありますけれども、今聞いたところ、目視点検でそういった危険箇所の判定が十分にできるのかとすごく疑問に思います。目視で何らかの兆候があったときに詳細点検をやるという話だったんですけども、これで例えば金吉川のような突然の崩壊の兆候をつかめるのか、専門家等に意見を聞いていたりするのでしょうか。

**樋口森林保全課長** この事業での山腹の点検は、金吉川のものとは分けて考えていただきたいとします。金吉川沿いの崩壊の点検については、現在、調査手法を研究しており、今年度モデル的に5か所程度、金吉川の崩壊地周辺で実際に調査をやって、それで調査手法を確立した後、次年度以降、金吉川沿いで調査を進めていくという段取りになっています。

**河野委員** それじゃ何のためにこの事業を組んだのかという話にならないでしょうか。今言ったのは、金吉川系は別途やっているからということですが、この山腹崩壊危険地区322か所を土木も一緒になって点検しているのは、金吉川での災害があったから、それを契機としてこういう危険箇所を早く点検したいということじゃないんですか。それなのにこのやり方で十分なのかということについて、まともに答えていないと思うんですが、どうでしょうか。

**樋口森林保全課長** そういう懸念は当然あると思いますけど、この山腹崩壊危険地区の点検は、あくまでも土砂災害警戒区域の点検にあわせた点検です。金吉川での崩壊を一つの契機として、早く山腹崩壊危険地区の点検を進めるということで今年度やっているのを御理解いただきたいと

思います。

**原田委員** 40ページの「おおいたの有機」産地づくり加速化事業費について質問します。

予算特別委員会でロットの確保という話が出ていました。私が何人か有機農業をやっている方にお聞きすると、多くの方は、ここで言うトップランナーじゃないかもしれないですけど、契約で消費者と結び付いていて、共同出荷体制というのはなかなか厳しいだろう、体制を作っていくのは大変なんだろうなと思うんで、その取り組み方について伺いたいと思います。

また、今回の予算概要には、共同出荷体制とともに出荷調整施設というのが載っているんですが、これはどういうものを指すのかお聞きしたいと思います。

次に、66ページの女性就農者確保対策事業費について、女性向け農機具って書いているんですけど、細かいですが、これは具体的にどんなものを指すのか教えてください。

3点目は、商工観光労働部の事業の中に食観光推進事業があります。大分の観光の中で食をメインとしてPRしていこうという取組です。また、おおいたブランド推進課の中にもラグビーワールドカップでの事業があります。部をまたぐ内容の事業について、今それぞれの部で予算計上されているわけなんですけど、そういった部の垣根を越えた事業の推進については、予算の確保を含めて今のままのやり方でいいのかと思っているんで、この点についてはぜひ大友部長に答えていただければと思います。

以上、3点お願いします。

**三浦地域農業振興課長** 有機農業についてお答えします。

これまで有機農業者は自分で生産を行って、自分で販売先を見つけて、特に消費者と1対1の取引というのが非常に多くありました。逆に、この販売先の確保が新規就農する場合のハードルにもなっていました。大きくやっている方でも、時期によって生産量の増減がありますが、例えば量販店とかだと安定的に出荷してほしいという要望があるので、一定程度の規模を持った人がその周辺の方と一緒にグループを

組むことで、ロットを少しでも増やして量販店の要望に対応できるようにしようということと、新しい人も販売先を考えなくてもそのグループに入れば販売できるということでグループ化を進めてきました。

今、県内でも八つのグループができていますけれども、グループでも時期により得意とする品目も違いますし、時期による増減もありますので、今回、さらに連携してお互いの足りないところを補い合えるようにと考えているところです。

それから、二つ目の質問の生産力向上対策の中の出荷調整施設ですけれども、出荷するときや個別配達するときには野菜の調整をして、それぞれ箱詰めして出すわけなんですけど、その調整施設を造ろうと考えています。

**宇都宮新規就業・経営体支援課長** 女性就農者確保対策事業費の女性向け農機具についてです。今、国がメーカーと一緒に女性向けの農機具の開発を進めており、例えば、トラクターだと、イメージ的に女性は小柄なので、乗り降りが大変だということで補助用のグリップが付いて乗りやすくなっていたり、トラクターのシートが前後にスライドして体に合わせてハンドルを握れるようになっていたりします。また、背中に背負って農薬をかけたりする動力噴霧器では、バッテリー式で電動で噴霧できるものもあります。

開発の方向は女性向けとなっていますが、我々が使っても非常に使いやすい機械という形で今開発が進んでいるところです。それを女性向け農機具として概要に記載しました。

**大友農林水産部長** 食観光の部局間連携についてです。食に関わらず、例えば海外輸出、食品産業の育成、6次産業化も含めて、当然各部、各課で予算を持っています。そうしたときに、予算編成と組織の両方が議論になると思います。例えば、輸出はもう全部商工観光労働部でいいじゃないかとか農林水産部でいいじゃないかといった議論も当然出てきています。ただ、扱うものが加工品であったり、生鮮品であったり、そこら辺が違うので、当然連携もしながら、そ

れぞれのセクションで予算を計上しようということ、議論は常にありつつ、今の形になっているというのが現状です。ただ、予算執行の際には、その部あるいは課が完全に単独でやるわけじゃなくて、例えば海外でフェアをすれば、そこにどういったものを持っていくかなど、連携しながらやっています。

**小関おおいたブランド推進課長** さきほどの韓国への輸出実績ですが、さらに詳細に調べましたら水産の関係で若干ありました。30年度の実績は、養殖のクロマグロが54キロでしたが、養殖のブリは若干の量があり、45トンでした。何度も修正して申し訳ありません。

**末宗副委員長** 見込みはどうやろうかね。

**小関おおいたブランド推進課長** 今のところ、隣の中国については、やっぱり巨大なマーケットがありますので、将来的には開拓の余地があるかなと私どもは思っていますけれども、韓国は、生鮮農産物のターゲットとしては特に重要視していない状況です。最近国交関係が余り良くないということもありますので、余地があれば今後検討したいと思っています。

**末宗副委員長** 気を付けてやってください。

**宇都宮新規就業・経営体支援課長** さきほど末宗副委員長から農業次世代人材投資事業費の30年度の金額的な実績について質問がありましたが、私がお答えしたのは予算の話でした。実績では、国の準備型、経営開始型を合わせて4億円ちょっと支払っています。予算は7億円ぐらい準備していますけど、我々が思っていたよりも実際に交付した人数が140人ぐらい少なかったということで、執行率で見ると約6割となっています。申し訳ありません。

**井上委員長** それでは、委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**後藤委員外議員** この資料で分からなかったのがあって、資料をいただければと思って。

一つは、「おおいたの有機」産地づくり加速化事業費についてです。概要に産地拡大と書かれているんですけど、例えば規模とか売上げをどの程度お考えか聞かせていただきたい。

それから、トップランナーというのはどうい

ったところを指すのか。そしてさつき原田委員が言われた共同出荷体制を今後どうするのか教えていただきたい。何でこれを聞かかと言うと、例えばイオンは完全に撤退したんですかね。あそこは慣行栽培で入ってきて有機農業に転換して、もうからないから多分出ていったんですけど、結果、ああいうふうになるところが増えるんじゃないかなと懸念しています。県の予算で企業が参入したものの、結局何か訳が分からないうちにいなくなることが結構あるものですから、有機農業に力を入れるんだったら、その辺を考えていただきたいなと思っています。

それから、地域農業経営サポート機構についても、当初できるときにいろいろ関わったので思うんですけども、人・農地プランとの兼ね合いを最初からきちんとしておいた方がいいんじゃないかなと思っています。今回、人・農地プランを国から言われて見直すという話も聞いているんですけど、当初は、大分県下の市町村で人・農地プランができていないところも確か多かったと聞いています。77ページの人・農地プラン推進事業費の概要を見ると「効率的かつ安定的な大規模水田農業経営を確立するため」と書いていて——僕は水田畑地化と聞いて、すばらしく良いとは思いますが、結果的に、水田農業をしているところは、これをやろうと思ったら麦や大豆をしないといけなくなり、今、麦や大豆の出荷体制がなかなか厳しいものから、果たして県がこういうのをやって、うまく行くのかなと感じています。

あと、新規就農者が増えるのは良いことだと思うんですけど、その内訳ですね。芋やピーマン、ねぎ、いちご、その辺が多いと思うんですけど、いずれ人口減少で消費がだんだん減っていったら、芋やピーマンばかりを食べるとは思わないもので、実際にライバルがどんどん県内に増えていく状況について、新規就農者の打ち止めというのではないかもしれませんが、今後の新規就農者についてのお考えがあれば。

この3点について教えていただきたいと思います。

**三浦地域農業振興課長** まず有機農業について

です。産地拡大等の目標はということですが、平成29年に第2次大分県有機農業推進計画を作りました。その中で、有機JAS認証圃場面積を400ヘクタールに拡大するという目標を設定しています。今までの実績は、平成30年度末時点で296ヘクタールとなっています。

次に、トップランナーとはということなんですけれども、有機JAS認証を受けた比較的大きな生産者と考えており、さきほどグループ化という話をしましたけれども、そのグループ化の中心となれる生産者と考えています。

それから、三つ目のイオンについては、臼杵農場、九重農場とも有機JAS認証を取っており、今も続けていると伺っています。

**田染農地活用・集落営農課長** 地域農業経営サポート機構については、議員御案内のとおり、やはりまだまだ活動が始まったばかりということで、これからもこの機構自体の機能強化にはしっかり取り組みたいと考えています。

そういった中、現在出来上がっている機構は、担い手不在集落の解消に貢献しています。4機構で177の担い手不在集落が解消されていますし、また、活動の中で鳥獣害関係の防護柵の設置支援や耕作放棄地の再生支援、そして日本型直接支払制度の事務代行などについても取組が開始されたところです。今後も引き続き、機能強化とあわせ、県下のサポートできるエリアを拡大するという意味でも、新たな設置に向けて支援をしていきたいと思っています。

それから、人・農地プランについては、約8割の地域がプランのエリアに設定されています。大分県では、人・農地プランの設定当初は集落単位ということで策定を進めてきました。そういう状況の中で、プランが事業の実施要件となり、プランのエリアが広域化されていったところで、このプラン自体がなかなか機能していないという話になり、国が人・農地プランの実質化を促しています。今後、この実質化を進めながら、地域営農、地域農業の振興に寄与できるよう進めていくことにしています。

具体的には、集落単位で担い手と農地の関係のアンケートを行って、地域の担い手と農地の

洗い出しをして、具体的にそういった農家、農地を今後どういう形で集積していきますよという将来方針まで策定して、この実質化を進めていくことにしています。当然本県についても、そういった実質化に向けて現在準備を進めているところです。

3点目の大規模化についてですが、麦、大豆の栽培も行っていかなければいけないという状況はあります。今回、水田農業の構造改革ということで畑地化というプロジェクトを組んで進めていますけれども、その中で水田の担い手のすみ分けについてもしっかり視野に入れて現在協議を進めています。水田は多いので、畑地化するだけで農地を維持できるという形には当然なりません。水田の担い手、米・麦・大豆の担い手の育成を図りつつ、また経営規模の拡大や、経営改善に向けての園芸品目の導入などを推進して畑地化を進めていきたいと考えています。

**宇都宮新規就業・経営体支援課長** 新規就農者確保にあたっての観点についてです。大分県の農業経営体数は、平成27年の農林業センサスでは2万5,416で、10年前の平成17年が3万6,275ですから、10年間で農業経営体の数が1万経営体減少しているという状況です。農業という仕事は地域密着型の産業ですので、新規就農者が地域に入って地域を活性化するというか、地域を元気にしていただく要素が十分あるんだろうと私どもは感じています。

さきほどピーマンとかんしょばかりという話もありましたけれども、国の自給率が40%を切り、38、39%という中で、まだまだ国産品をしっかり作っていてもいいのではなかろうかと思っていますし、我々は戦略品目という形で品目を定めて取組をしています。消費も含めた需給バランスを見た上で戦略品目を選定していますので、ピーマン、いちご、トマト、白ねぎで、新規に入っていただく方が非常に多い状況になっています。これからも我々は頑張って新規就農者をできるだけたくさん確保して、地域を元気にしていきたいと考えているところです。（「ありがとうございます」という者あり）

**井上委員長** ほかにありますか。（「個別に聞きます」という者あり）御質疑等もないので、これより採決に入ります。（「いない」という者あり）末宗副委員長が席を外していますので、次の議案の説明をしてもらってから採決しましょう。

それでは続いて、第53号議案令和元年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。**渡辺団体指導・金融課長** 予算概要の230ページをお願いします。

第53号議案令和元年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

補正予算の額は、下の歳出の表中、左から3番目の補正予算額の一番下にあるとおり、1億4,441万8千円で、これを一つ左の欄の既決予算額8億6,362万5千円を加えると、総額10億804万3千円となります。

次に231ページをお願いします。主な内容について御説明します。

林業・木材産業改善資金貸付金、補正予算額1億2,500万円です。これは、林業や木材産業の経営開始あるいは規模拡大を図るため、機械、施設等を整備する際に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。

〔「なし」という者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方は。

〔「なし」という者あり〕

**井上委員長** 続いて、第54号議案令和元年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**渡辺団体指導・金融課長** 予算概要の238ページをお願いします。

第54号議案令和元年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算の額は、下の歳出の表中、左から3番目の補正予算額の一番下にあるとおり1億8



2万5千円で、これを一つ左の欄の既決予算額2億2,109万3千円に加えると、総額3億2,191万8千円となります。

次に239ページをお願いします。主な内容について御説明します。

沿岸漁業改善資金貸付金、補正予算額1億円です。これは、沿岸漁業従事者に対して、漁業経営や生活改善、青年漁業者の養成・確保のための研修等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** まだ帰ってこない。（「はい」と言う者あり）続いて、第66号議案令和元年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

**田邊農林水産企画課長** 委員会資料の1ページをお願いします。

第66号議案令和元年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、御説明します。

これは、一番下に記載しているとおり、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する農業水利施設等の防災インフラの整備を促進するため、国が新たに緊急自然災害防止対策事業債を創設したことに伴うものです。

この事業債を活用し、国の補助事業の基準などから外れるため池の廃止や漁港海岸の護岸改良などを、市町村負担をいただきながら、県単独事業として実施したいと考えています。

議決の対象となる事業は、表の一番上、1農林水産業施設災害防止緊急対策事業であり、一番右に追加する負担割合を記載しています。

今回は、この負担割合を追加して定めることについて、法の規定に基づき議決を求めるものです。

今回の議案の提出にあたっては、事前に関係

市町村から同意をいただいています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** それでは、皆さんそろいましたので最初の補正予算から採決します。

まず、第52号議案令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第53号議案令和元年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第54号議案令和元年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第66号議案令和元年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第67号議案大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第68号議案大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、いずれも

消費税法等の一部改正に伴う議案ですので、一括して執行部の説明を求めます。

**三浦地域農業振興課長** 委員会資料の2ページをお願いします。

第67号議案大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明します。

農業文化公園の指定管理にあたっては、利用料金制度を導入しており、条例に規定する上限額の範囲内で、利用料金を徴収しています。

本改正は、10月1日に予定されている消費税率の改定に伴い、利用料金の上限額の見直しを行うものです。

改正後の額は、表の一番右に記載していますが、端数処理の関係上、今回、網かけをしている利用料金についてのみ、額の改正が生じるものです。

施行期日は、消費税率の改定の予定日である令和元年10月1日としています。

**加藤農村整備計画課長** 委員会資料の3ページをお願いします。

第68号議案大分県央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明します。

本改正は、10月1日に予定されている消費税率の改定に伴い、使用料の見直しを行うものです。

改正後の額は、着陸料、停留料、格納庫使用料のそれぞれについて、表の一番右に記載しているとおりです。

施行期日は、消費税率の改定の予定日である令和元年10月1日としています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**原田委員** 理由は分かりました。今、農業文化公園の利用者ってどれぐらいなんですか。

**三浦地域農業振興課長** 農業文化公園の年間来場者数は、年によって凸凹はありますが、平均すると約26万人です。

**原田委員** 多いのか少ないのかよく分かんないんですけど、キャンプブームの中で利用者が多くなったらいいと思います。

**井上委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第67号議案大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案大分県央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第69号議案大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

**加藤農村整備計画課長** 委員会資料の4ページをお願いします。

第69号議案大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例の廃止について、御説明します。

1条例の概要ですが、本条例は、国立研究開発法人森林研究・整備機構の前身団体である農用地整備公団が実施した農用地整備事業において、受益者が、事業完了公告後8年以内に、その受益地を目的以外の用途に供した場合に、県が受益者から徴収する特別徴収金について定めたものです。

点線箇所は、県内で実施した農用地整備事業について記載していますが、旧久住町、旧直入町、旧庄内町において、平成7年から17年度にかけ、区画整理や農業用道路の事業を実施し

たものです。事業完了については、平成18年5月2日に公告をしています。

2 廃止理由ですが、時系列の図にあるように、平成18年5月2日の事業完了公告後、特別徴収が可能な期間として平成26年5月1日までの8年間、それに加え、特別徴収金の債権の時効期間である5年間、合わせて13年間で債権が発生すると考えられる期間として条例を存置してきましたが、令和元年5月1日をもって、その期間が経過しました。

これにより、本条例を存置する必要がなくなりましたので、廃止するものです。

施行日については、公布の日としています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**末宗副委員長** 1点いいかな。もうこれで農用地整備公団の分は全て終わり。

**加藤農村整備計画課長** 事業はもう平成18年に終わっており、今、支払がまだ続いています。目的外の用途に供した場合の特別徴収金についてはもう時効が成立するので、この条例を廃止したいということです。（「この分は全てこれで終わりやね」と言う者あり）はい。（「分かりました」と言う者あり）

**井上委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** そしたら、委員外議員の方、御質疑は。

**太田委員外議員** 債権の消滅時効なんです、実際に不納欠損になった分があるのかどうかだけお尋ねしたいんですが。

**加藤農村整備計画課長** 今回の廃止にあたって、事前に市町村等にももう一度、そういうものがないということを確認した上で、今回条例を廃止したいと考えています。

**井上委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第70号議案大分県森林環境譲与税基金条例の制定について、執行部の説明を求めます。

**中野林務管理課長** 委員会資料の5ページをお願いします。

第70号議案大分県森林環境譲与税基金条例の制定について、御説明します。

この条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行されたことに対応するものです。

この法律の主な内容は次の4点です。

1点目は、森林環境税は、令和6年から一人当たり年額千円を徴収すること。

2点目は、市町村及び都道府県に譲与される森林環境譲与税は、本年9月から譲与が開始されること。

3点目は、都道府県に譲与される森林環境譲与税は、森林整備等を実施する市町村の支援等に使うこと。

4点目は、森林環境譲与税の使途を、適切な方法により公表すること、以上が定められています。

このため、2基金設置の理由に記載しているとおり、森林環境譲与税を他の財源と明確に区分した上で、本譲与税を活用し、市町村の支援等を柔軟に実施していくために、基金を設置するものです。

施行期日については、公布の日としています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんでしょうか。

**原田委員** 昨日、予算特別委員会でガイドラインをいただきました。ありがとうございます。その中でちょっと質問したいんですけど、これから経営管理権集積計画が作られていくんだろかなと思うんですけど、実際に今その動きがどうなっているのかお聞かせください。

**中野林務管理課長** 今、ガイドラインでこの集積計画の流れを示しているところです。ただ現在、市町村では、経営放棄された森林、要は森

林環境譲与税の対象となる森林の抽出作業をまず始めることとしており、この集積計画は、まだ県内では具体的には進んでいない状況です。

**井上委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、ございませんか。

**堤委員外議員** 予算特別委員会でも若干聞きましたけれども、この図を見ると、令和元年から5年の間は300億円前後で積立てをします。この分については令和6年から森林環境税を一人1千円徴収し、そのうちの一部から償還されるのだから、令和元年の分は、令和6年にみんなが払う1千円から戻るということになるわけ。これは分かるな。以前もその説明を受けたときに話したけれども、これは税をダブって払うことになるのではないかという思いがある。結局、令和6年の森林環境税のうち200億円は令和元年の分として返済されるわけでしょう。そう考えれば、結局令和元年からもう森林環境税を払っているようなもんという認識でいいわけかな。

**中野林務管理課長** 令和7年から600億円、全国で配分が計画されています。その中から例えば令和元年には200億円が配分される予定なんですけど、これについては、さきに森林環境税の特別会計において借入れを行い、そして徴収してからこの200億円を返済していくということになりますので、ダブリではないと認識しています。

**堤委員外議員** 前借りみたいなもんですわ。後で払うから前借りすると。しかし、今、県には森林環境税があるよね。お金の使い道は若干違うけれども、ネーミングが一緒だから非常に分かりにくいという面があって、結局、国のは前借りで令和元年度に払うし、県の森林環境税も令和元年度に払うという状況でね。その部分ではダブって払うように県民が感じてしまうことは当然あると思うよね。

それで、私が予算特別委員会で聞いたのは、県の森林環境税について、令和3年でしたっけ、何年度かに条例改正も含めて検討すると言っていた。しかし、それについて廃止も含めて検討

するのかと問いかけたら、それに対しては全く回答がなかったね。県の森林環境税も残した上で、国の1千円も徴収することを基本的な考え方としているのか、回答できますか。回答がなかったもんね、あのとき。

**中野林務管理課長** 主伐あるいは再生林の増加、そして災害への対応など、森林、林業を取り巻く行政費用は増大していますので、あくまで県としては、県の森林環境税は継続すべきであると考えていますけど、これはまた外部委員会の方々に意見を聞きながら検討していきたいと思っています。（「いいですよ」と言う者あり）

**井上委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、第71号議案大分県漁港管理条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**小手川漁港漁村整備課長** 委員会資料の6ページをお願いします。

第71号議案大分県漁港管理条例の一部改正について、御説明します。

まず、県管理漁港におけるプレジャーボート係留等の許可制度の導入についてです。

1 これまでの動きですが、東日本大震災における放置艇等による2次災害の発生などを契機として、平成25年に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を国が策定し、10年間で放置艇を解消することを目標に掲げました。

こうした国の動きに呼応し、県では平成30年6月に大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を制定し、漁港と港湾、河川の3水域の管理者が連携して、プレジャーボート対策に取り組む方針を定め、その方針を具体化するため、今定例会において大分県漁港管理条例の改正案を提出するものです。

2改正条例の概要（目的）です。

プレジャーボート等の漁港内での停係泊などは、漁港管理者である知事が指定するエリアに限ることとし、かつ、知事の許可を要するものとするので、放置艇を解消し、漁港管理の適正化を図ります。

具体的には、まず（1）にあるように、プレジャーボートと漁船等との係留場所をゾーニングし、すみ分けをします。

資料下のイメージ図を御覧ください。青色の点線で囲んでいる漁港全体を①放置等禁止区域とし、あわせて、赤色の点線で囲んでいるプレジャーボートを②放置等禁止物件として知事が指定・公示します。

これにより、漁港区域内ではプレジャーボートの係留等ができなくなります。

なお、こうした手続は、全て現行の漁港漁場整備法の規定に基づくものです。

その上で、②放置等禁止物件であるプレジャーボートの係留等が可能なエリアとして、黄色で着色している県が係留環等を整備した施設を、今回の改正条例に基づく③許可施設として、限定的に知事が指定・公示し、プレジャーボートと漁船等の係留場所をすみ分けします。

次に、（2）にあるように、今回の改正条例に基づき、プレジャーボートを黄色部分の③許可施設に係留等しようとする場合には、プレジャーボートの所有者は、あらかじめ許可施設の使用許可を知事から受け、使用料を支払うものとしします。

なお、許可の期間ですが、プレジャーボートの所有者を定期的に確認するため、1年を超えることができないこととし、引き続き使用する場合は、更新手続が必要となります。

また、使用料は、プレジャーボートによる岸壁等の利用形態が港湾と類似していることから、既に使用料の規定がある港湾施設の料金と同一とします。

施行期日は、令和2年4月1日としています。次のページをお願いします。

消費税率の改定及び竹田津漁港の旅客上屋の解体に伴う使用料の改正についてです。

令和元年10月1日に予定されている消費税率の改定に伴い、漁港施設使用料及び土砂採取料の見直しを行うものです。

また、竹田津漁港に県が設置していた旅客上屋を解体し、県管理漁港に旅客上屋がなくなったため、使用料の表から削るものです。

施行期日は、令和元年10月1日としていますが、漁港施設使用料の旅客上屋の区分を削る部分については、公布日とします。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 特に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のあった第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**田邊農林水産企画課長** 委員会資料の8ページをお願いします。

第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、農林水産部の関係部分について、御説明します。

本改正は、10月1日に予定されている消費税率の改定に伴い、使用料の額の見直しを行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。（1）大分県林業研究所と9ページの（2）大分県県民の森の2施設が農林水産部の関係です。

改正後の額は表の一番右に記載していますが、端数処理の関係で、今回、下線を引いている使

用料についてのみ、金額の改正が生じるものです。

施行期日は、消費税率の改定の予定日である令和元年10月1日としています。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、去る6月3日から27日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

**大友農林水産部長** 説明に入る前に、一言お礼を申し上げます。

井上委員長をはじめ、委員の皆さまには、6月3日から27日にかけて、県内各地の農林水産部関係地方機関及び農林水産業関係施設に足をお運びいただき、調査、御指導、御助言をいただき、誠にありがとうございました。

本日は、県内所管事務調査のまとめの報告として、委員長とも事前に御相談し、ジビエの普及を推進するための狩猟者への啓発について、御説明申し上げます。

説明は担当室長から行いますので、よろしくをお願いします。

**吉松森との共生推進室長** 委員会資料の10ページをお願いします。

ジビエの普及を推進するための狩猟者への啓発について、御説明します。

おいしいジビエを消費者に供給し、広く普及させていくためには、まず狩猟者自身がジビエ利用を意識した捕獲を行い、適切に処理施設へ持ち込むことが欠かせません。

そのため、1にあるように、県では捕獲・止め刺し研修会を開催するほか、狩猟免許の更新時に、生活環境部が作成した「大分県シシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル」を周知するなど、狩猟者の技術向上や安心・安全に向けた意識啓発などに取り組んでいるところです。

加えて、2に記載のとおり、処理施設側も、狩猟者に対して個体基準、買取り値段、放血処理の条件、買取り可能日や持ち込み可能時間といった、詳細な受入基準を明確に示すことが必要であり、また、何よりも処理施設と狩猟者との信頼関係が重要であることから、この旨を処理施設にお伝えしていきたいと考えています。

ジビエの普及に向けては、3にあるように、平成29年11月に行政や処理施設などからなる大分ジビエ振興協議会を立ち上げ、獣肉の解体処理衛生管理研修会の開催や国産ジビエ認証の普及活動、学校給食でのジビエ活用、さらには県内外でのPR活動などに取り組んでいるところであり、引き続き、この協議会を中心に活動を展開してまいります。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ちょっと私から。血抜きが重要というのは、この前行ったジビエファクトリーでも詳しく説明があったんですが、そのときに止め刺しを心臓にする傾向があると聞きました。それだと血が残ってしまうとかいう話もあったんですけど、止め刺しをどこにどういうふうにするとかの指導ちゅうのは、どうしているのかなと思って。

**吉松森との共生推進室長** ジビエの利活用を目的とする場合においては、首の動脈のところを止め刺しするのが一般的と聞いています。もうそのまま山の中に埋設等をする場合は、心臓の方が動物が一気に、楽に死ぬるということであ

れば、そちらの方がいいかとは思いますが。

**井上委員長** ジビエの普及を考えると、この前のところもせっかく持ち込んでくれたけど、実際には使えないのが多いという話で、あそこの場合はサファリパークの餌にするという方法があるからまだいいですけど、ほかの処理業者の中にはちょっと疑問が残る肉でもやっぱりもったいないからついつい食肉用にすることもあるらしいんですね。そうするとジビエは臭うとか言われて、良いものと悪いものが混在するものだからなかなか普及しないという話だったんです。

海外じゃジビエというのはカロリー抑えめでスポーツ選手なんか物すごく好んで食べるということで、非常に高級なものとして普及しているということでした。今回の調査では、ハンターの方々に心臓を刺す方法が普通に指導されていたことが一時期あったみたいなことを言っていたんですけど、やっぱりジビエ普及のためには、肉として出そうという積極的な気持ちでハンターの方に処理してもらえるように、今後の指導をよろしくをお願いします。

**原田委員** 今朝の新聞で、豚コレラに関して、野生のイノシシが媒体になっていることが多いという記事が出ていたんですけど、こういったことに対しては検査を含めて一体どうしていくのかなと思っていますんで、お答え願いたい。

**河野畜産振興課長** 昨年度も県内ではジビエ関係で50数頭、血液検査をしており、豚コレラを含めて県内では一応異常はありません。

それから今、県内の養豚業者が県外から種豚などを入れる場合、九州以外のところから入れるときには全て検査を実施して、豚コレラ等が陰性であることを確認して入れています。

**原田委員** よく分かりました。新聞で書いていたんでちょっと気になったものですから、これからは検査は十分やっていただきたいと思います。

**井上委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

**黒垣農村基盤整備課長** 委員会資料の11ページをお願いします。

ため池の防災対策について御報告します。

上段枠内の経緯に示すとおり、西日本を中心とした平成30年7月豪雨では、2府4県でため池32か所が決壊し甚大な被害を及ぼしました。

その際、決壊したため池のうち防災重点ため池に選定されていなかったものがあったことなどから、同年11月、国は、都道府県ごとに定められていた防災重点ため池の選定基準について、新たに全国統一の基準を策定しました。

この選定基準に従い再選定した結果、1のとおり、防災重点ため池は、572か所から1,112か所となりました。あわせて台帳未掲載ため池や廃止されたため池を再整理した結果、県下のため池数は、2,150か所から2,168か所へ18か所増加しました。

今後の対策ですが、防災重点ため池については、ため池マップの作成や緊急連絡体制の整備、浸水想定区域図作成などのソフト対策を令和2年度にかけて集中的に取り組みます。改修や廃止といったハード対策についても下流域への影響度を勘案しながら、引き続き計画的に実施していきます。

次に2の農業用ため池の管理及び保全に関する法律についてです。

本年7月1日に施行された本法律では、主な内容に記載しているとおり、①所有者等による届出の義務付け、②県による特定農業用ため池の指定、③所有者等による特定農業用ため池の防災工事の計画届出、④所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池について、県の裁定による市町村の管理権の取得などの制度が定められています。

なお、①の届出については、再選定後の県下

2, 168か所が対象となりますので、速やかに届出されるよう、ため池の管理者等向け説明会を開催するなど、市町村と連携しながら周知活動等を進めます。

**吉松森との共生推進室長** 委員会資料の12ページをお願いします。

第45回全国育樹祭の本県開催決定について御報告します。

2経緯にあるように、令和3年の第45回全国育樹祭の招致に向けて、平成31年4月16日に公益社団法人国土緑化推進機構に開催申請を行っていましたが、6月14日の国土緑化推進機構理事会において、本県開催が決定されました。

全国育樹祭は、継続して森を守り育てることの大切さを伝える行事で、毎年秋季に行われており、3にあるように、大分県では、昭和52年に別府市志高湖畔で行われた第1回以来、44年ぶり2回目の開催となります。

参考として、昨年11月に東京都で開催された例をお示ししていますが、行事としては、お手入れと式典を分離して2日間にわたり行われます。

なお、お手入れ会場と式典会場は、本年9月に行われる国土緑化推進機構による現地調査を経て、決定される予定です。

今後は、国土緑化推進機構をはじめ、関係機関と連携し、準備を進めてまいります。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別に御質疑等もないので、③と④の報告をお願いします。

**河野林産振興室長** 委員会資料の13ページをお願いします。

第67回全国乾椎茸品評会の結果について御報告します。

乾しいたけの品質を競う第67回全国乾椎茸品評会が6月27日、28日の両日、静岡県で

開催されました。

まず、団体の部では21年連続、通算53回目の優勝を果たすことができました。

加えて、個人の部では、最優秀賞である農林水産大臣賞を3名が獲得するとともに、林野庁長官賞も10名が受賞することになり、乾しいたけ日本一の名声を、改めて全国にアピールすることができました。

今年は、春子の発生が少なく良品の品ぞろえに苦勞したと伺っていますが、生産者の皆さまの高い技術力などにより、すばらしい結果を収めることができました。

今後も、新規参入者の確保や生産量の拡大を支援するとともに、注目されているうま味成分などの特徴をいかした新たなブランディングにより、近年、特に落ち込みが大きい家庭消費量を伸ばしていき、さらなる乾しいたけ産業の振興に取り組んでまいります。

**吉松森との共生推進室長** 委員会資料の14ページをお願いします。

有害鳥獣対策の取組について御報告します。

30年度の被害額は、1鳥獣被害額の推移の棒グラフにあるように、1億9,200万円の前年度より300万円減少し、2年連続で2億円を下回りました。加害鳥獣別の被害額は、円グラフにあるように、イノシシによる被害が55%、シカによる被害が26%を占めています。また捕獲頭数は、その下の2捕獲頭数の推移の表にあるように、イノシシは31,962頭、シカは過去最多の41,508頭となっています。

15ページをお願いします。3振興局別被害額です。東部局、南部局、西部局、北部局管内で減少、他方、中部局、豊肥局の2振興局管内でイノシシ被害の増加により被害額が増加しています。

4令和元年度の主な取組として、(1)の狩猟者確保対策では、狩猟免許申請等に係る手数料の免除や、新規取得予定者等を対象としたセミナー開催などに取り組みます。

(2)の予防・集落環境対策では、被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、集中的・計



画的に防護柵を設置するとともに、鳥獣害対策アドバイザーの認定や育成を行い、集落ぐるみの被害対策を推進します。

(3)の捕獲対策では、捕獲圧を強化するため、シカの妊娠期にあたる猟期内の捕獲報償金の上乗せに加え、ジビエ利用促進のための報償金の上乗せを実施します。また、指定管理鳥獣捕獲等事業では、これまでの祖母傾山系に加え、新たに両子山系でのシカ捕獲を実施します。捕獲の省力化も重要であることから、新たな取組として、低コスト無線通信技術であるLPWA電波を活用したICT付きわなについて、捕獲技術や集落等の関係者の連携に関する実証に取り組みます。

(4)の獣肉利活用対策では、処理施設の整備や、国産ジビエ認証制度の活用による規格・品質表示の統一などに取り組みます。

こうした対策を総合的に実施することで、さらなる被害軽減に努めてまいります。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**末宗副委員長** 有害鳥獣対策で被害額が300万円減ったという話なんだけど、これがとにかく夜間、道路を通れないくらいにうんといるんよね。被害額は減ったかしらんけど、頭数が増えて夜中に道路にいるから、どげえして家まで帰ろうかなと悩み抜くんよ。（「それはすげえな」「何が居るんですか」と言う者あり）日出生台とか、宇佐やったら湯布院に行くときの道とか院内が多いし、それから宇佐から安心院に行くときにも、もうぎょろぎょろ見らるるんじゃ。（「光るんやろ」と言う者あり）いや、大変なんよ。被害額が減ったというのは柵をして減ったんだろうけどね、車には保険は出らんち言うから、今おびえ回っとるんよ。どげえか対策してもらいたいんだけど。（「イノシシ、シカ」と言う者あり）シカが多いんや、夜見る分は特に。イノシシは瞬間的やけん、どげえかなるんだけど。

**井上委員長** これは何か答弁が。

**末宗副委員長** いやいや、被害額が300万円減ったって威張っちゃらんで、道路が通らるる

ごとしてもらわな。

**吉松森との共生推進室長** シカの生息状況ですけれども、シカは昨年度も4万頭ほど捕獲しており、過去最高で推移しています。環境省が作っているシカの生息密度分布図によると、大分県では国東半島の周辺とか、さきほど副委員長が言われていた日出生台の周辺、それから英彦山周辺はちょっと密度が高いという状況です。国東半島については、さきほど御説明したとおり、捕獲の厳しい山地での捕獲を新たに指定管理鳥獣捕獲等事業で実施するようにしていますし、日出生台周辺については自衛隊と協力して、自衛隊の演習場内での捕獲も実施していますので、引き続きシカについては捕獲を進めていきたいと考えています。

**末宗副委員長** 一気に集中的に力を入れてやっちゃくれ。もう一遍ぐらい補正を組みない。

**井上委員長** よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、⑤と⑥の報告をお願いします。

**三浦地域農業振興課長** 委員会資料の16ページをお願いします。

漁業調査船「豊洋」については、現行船が老朽化していることから、これまで代船建造を進めていましたが、このたび竣工の運びとなりましたので、御報告します。

改めて、1漁業調査船の役割ですが、漁業調査船は農林水産研究指導センター水産研究部が保有し、赤潮調査や海水温・塩分などの海洋調査・魚群量調査、重要魚種の産卵状況や稚魚量などの水産資源量・生態調査を定期的実施しています。こうした調査データを分析し、迅速に養殖業者や漁家に情報提供することにより、赤潮被害の軽減や海況・魚群情報を活用した効率的な操業、重要魚種の効果的な資源管理が可能となるなど、本県の水産業振興に大きな役割を果たしています。

現行の「豊洋」は、平成11年度の建造から20年が経過し、船体や機関、調査機器が老朽化していることから、平成29年度に基本設計、30年度から代船の建造を開始したところです。今回、代船「豊洋」は7月31日に竣工し、引渡しを受ける予定です。

次に3代船と現行船の比較ですが、材質は現行と同じくFRP、強化プラスチック製で、エンジン出力は低くなりますが、船体の小型化により同等以上の速力維持と、2基エンジンによる安定的な船位保持ができるようにしています。また、乗船定員を現在の10名から12名に増員し、今後、大学や民間との共同研究の拡大に対応できるようにしています。

4にあるように、今回、竣工を記念して8月30日の14時30分から大分市生石のトップスピッツホールにて竣工式を開催することとしました。委員の皆さまにも御案内しますので、ぜひ御出席いただきますようお願いします。

**田邊農林水産企画課長** 委員会資料の17ページをお願いします。

平成30年度へ繰り越した29年度予算の再度繰越し（事故繰越し）について、御説明します。

農林水産部関係では、18ページの表の一番下、合計の欄にあるように、12事業、24億7,667万527円について、再度繰越しを行っています。

17ページの1農業費の活力あふれる園芸産地整備事業費についてです。これは、国東市においてこねぎのリース団地5か所の整備を行うものですが、用地の賃貸借に関して地権者との協議等に時間を要したことから、再度繰越しをしたものです。当該箇所について、本年5月に工事が完了しています。

次に、2畜産業費の肉用牛競争力強化対策事業費と酪農基盤対策事業費についてです。畜産クラスター事業を活用し、日田市と宇佐市において繁殖牛舎や堆肥舎、搾乳施設等の新築工事を行うものですが、建築資材の一つである特殊鋼線材ハイテンションボルトなどが東京オリンピックの建築需要などにより全国的に入手困難

になったことから工事進捗が遅れ、再度繰越しをしたものです。計3件の事業のうち、既に1件は完了し、残り2件についても、現在工事に着手しています。

次に、3農地費の農業水利施設保全合理化事業のほか、農業農村整備事業関連の3事業についてです。工事用道路の借地交渉や、工法変更の協議などに不測の日数を要したことから、再度繰越しをしたものです。全20地区のうち、既に4地区は完了し、残り16地区についても現在工事に着手しています。

次の4林業費については、いずれも平成29年7月に発生した九州北部豪雨及び台風第18号で被災した施設等の復旧に関する事業です。特用林産物施設等復旧支援事業費は、日田市のしいたけ用ハウスの復旧整備を図るものですが、事業予定地の有田川河川改良工事と農地復旧工事に遅延が生じたことから、再度繰越しをしたものです。事業予定地でのハウス建て替えが可能となる本年9月以降に工事着手することとしています。

災害関連緊急治山事業費は林地崩壊箇所の復旧工事を実施するものですが、作業用道路の借地交渉等、地元調整に不測の日数を要したことから、再度繰越しをしたものです。全7地区のうち、既に5地区が完了し、残り2地区についても現在工事に着手しています。

18ページをお願いします。

11災害復旧費も平成29年九州北部豪雨等の復旧に関する事業です。地元との調整や工法変更の協議等に不測の日数を要したことや、復旧途中で再度被災したことによる災害査定の中断などを原因に再度繰越しをしたものです。

事故繰越しを行った工事については、進捗管理を徹底し、年度内の早期完成を図ってまいります。

**井上委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** この漁業調査船は、どうして地域農業振興課の所管なんですか。

**三浦地域農業振興課長** 地域農業振興課は、試

験研究機関を所管しています。今回の調査船「豊洋」は水産研究部に配置するものですので、地域農業振興課で行っています。

**井上委員長** 分かりました。

委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**河野委員** 昨日、福島原発の事故によるしいたけの風評被害について、紛争解決の手段に打って出たという報道がありました。このように全国規模の風評被害について、事業者に対して補償を求めた事例があるのかということと、しいたけ農家の中には実際に風評被害を受けてもう廃業されていらっしゃる方もいるので、こういった方を巻き込んでの動きなのか、情報があれば教えていただきたいんですが。

**河野林産振興室長** 現在、情報を収集集中ですので詳しいことはまだ分からないんですけども、最近出荷している人たち1,016人が風評被害を受けたということで、今から和解に向けての取組をするということです。全国のほかの品目については、現在、情報収集を進めているところです。（「ちょっといいかい、今の関連で」と言う者あり）

**末宗副委員長** よく分からんのやけど、理事長か何か知らんけど、県のOBが務めているんやろう。要するに県の内部の話じゃない。それで分からないかね。教えてくれんの、OBは。そんなことはないやろう。阿部さんか誰かが行くとるんやねえんかい。（「阿部さんですね」と言う者あり）知っとろうや。

**河野林産振興室長** 今年度に入って組合員と支部で話し合いをして、自分はこれだけ被害があったという人から個別に同意書等を取り、それで賛同を得た人たちと連携してADRを申し立てたということです。

**井上委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** ほかにないようですので、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、このままお待ちください。

〔農林水産部・委員外議員退室〕

**井上委員長** それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてですが、まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**井上委員長** 以上、事務局に説明させましたが、御質疑等はございませんでしょうか。

〔協議〕

**井上委員長** それでは、この案で決定します。

細部については、委員長に御一任願います。予定の変更等がありましたら、随時、事務局までお知らせください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**井上委員長** 別にないようですので、これもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。